

## 宇陀市条例第13号

## 宇陀市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宇陀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (組織)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、20人以内をもって組織し、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

5 会長は、必要に応じ子ども・子育て会議に、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子ども支援課において処理する。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。